

<別紙>

1. 認定所得金額の判定について

(1) 認定所得金額の判定

「認定所得金額」が「収入基準額」以下となることが必要です。

$$\text{認定所得金額} = \text{所得金額} (\text{父母の所得金額合計}) - \text{特別控除額} \leq \text{収入基準額}$$

(2) 所得金額の算定方法

ア 紹介所得者の場合

「所得証明書」における「支払金額」から万円未満を切捨て、下記の区分に基づき計算した額が所得金額となります。

区分	計算式
収入金額 400 万円以下	「支払金額」× 0.8 – 278 万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額 400 万円超 878 万円以下	「支払金額」× 0.7 – 238 万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)
収入金額 878 万円超	「支払金額」– 501 万円 = 所得金額 (万円未満切り捨て)

イ 紹介所得者以外の場合

令和 6 年分の「所得証明書」における所得金額がそのまま所得金額となります。

ウ 紹介所得又は紹介所得以外の所得が 2 つ以上ある場合

それぞれの所得金額を合算してください。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は 0 として扱います。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計。
 - ② 父母いずれか一方しかいない場合は、当該の父または母のみの収入。
 - ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の家計を支えている者の収入。（2人いれば2人それぞれ）
- ※ 上記①～③の場合で、他者からの援助等（生活保護等、公的機関からのものは除く）により申請者本人の生計が維持されている場合には、援助額等も計上すること。

(3) 特別控除額

申請者の世帯が下記「特別の理由」に該当する場合、特別控除を受けることができます。

特別の理由	特別控除額			
1 母子・父子世帯	49万円			
2 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)			自宅通学	自宅外通学
		小学校	31万円	
		中学校	46万円	
※申請者も就学者に含みます。 ※専修学校一般課程・各種学校の在学者は就学者に含みません。	高等学校	国公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (1~3年)	国公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校 (4~5年)	国公立	43万円	72万円
		私立	87万円	116万円
	大学	国公立	74万円	121万円
		私立	133万円	180万円
専修学校	高等課程	国公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	専門課程	国公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円
3 障がい者のいる世帯	障がいのある人1人につき 99万円			
4 長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額			
5 主に家計を支えている者が別居している世帯 (父母いずれか1人でも別居した場合は対象)	別居のため支出している年間金額 ※ただし、71万円を限度			
6 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るために基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			

(4) 収入基準額

世帯人員※1	収入基準額	備 考
1人	139万円	
2人	198万円	
3人	212万円	
4人	229万円	
5人	239万円	
6人	250万円	
7人	262万円	

[収入・所得の目安] ※収入が、父又は母1人のみの場合

区分	給与所得 (源泉徴収票の支払金額)		給与所得以外 (確定申告書の所得金額)	
	国公立大	私立大	国公立大	私立大
3人世帯	約 748万円	約 832万円	約 286万円	約 345万円
4人世帯	約 828万円	約 902万円	約 342万円	約 401万円
5人世帯	約 922万円	約 995万円	約 421万円	約 494万円

※あくまでも目安ですので、家族の状況によって異なります。

(1) の計算式により家計の判定を行ってください。

[計算例]

4人家族

父：給与所得 年収 500万円（所得証明書の支払金額）
母：給与所得 年収 400万円（所得証明書の支払金額）
本人：国立大学1年生（自宅通学）
妹：県立高校3年生（自宅通学）

▼ 所得金額 (A)

$$154 \text{ 万円} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{父の所得金額} = 500 \text{ 万円} \times 0.7 - 238 = 112 \text{ 万円} \\ \text{母の所得金額} = 400 \text{ 万円} \times 0.8 - 278 = 42 \text{ 万円} \end{array} \right.$$

▼ 特別控除額 (B)

$$113 \text{ 万円} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{本人（国立大学自宅）} 74 \text{ 万円} \\ \text{妹（県立高校自宅）} 39 \text{ 万円} \end{array} \right.$$

認定所得金額が収入基準額
以下であるため、申込可能。

→ 認定所得金額 (C = A - B)

$$41 \text{ 万円} \quad \text{収入基準額 : } 229 \text{ 万円 (4人世帯)} > 41 \text{ 万円}$$

2. 認定所得金額を判定するために必要な書類

申請者の父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、次の書類が必要になります。別紙募集要項記載の書類と併せて提出してください。

※1人に2つ以上の収入がある場合は、下記に準じ、全ての収入を証明する書類を提出してください。

(1) 市町村役場発行の「所得証明書」及び確認が可能な書類

※父母ともに働いている場合は、父母両方の所得証明書が必要です。

[紹介所得の範囲]

- * 紹介料・賃金（賞与を含む）
- * 専従者紹介（白色申告も含む）
- * 年金
- * 傷病手当金・失業給付金・生活保護法による扶助費

退職手当については、一時所得とみなし、紹介所得の範囲に入りません。

(2) 令和6年の途中又は令和7年に退職・就職・転職などのため、紹介所得が大幅に変動した又はする場合、下記の証明書類

- ・令和7年分収入見込

（申込時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、令和7年分の年収を推算して、申請者が作成。様式は任意）

- ・月額の収入の分かるもの

（最新の紹介料明細書、雇用保険受給資格者証など）

(3) 自宅外通学の証明書類（次のいずれか）

- ・申請者の住民票（自宅外に移転登録後のもの）
- ・住居（自宅外）の賃貸借契約書の写し

(4) 特別控除に該当することの証明書類

特別の理由	証明書類
1 母子・父子世帯 ^{※2}	不要 (様式第1号「境町奨学金貸付申請書」に、保護者及び同一生計の家族を明記してください。)

2 就学者のいる世帯 (専修学校一般課程・各種学校の在学者は含まない。)	「在学証明書」又は「学生証」の写し ※本人及び小中学生は不要
3 障がい者のいる世帯	「障がい者手帳」の写し等
4 長期療養者のいる世帯 (申込時に6ヶ月以上療養中又は療養が必要な方)	令和6年分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し(出願時まで)及び治療費及び医薬品費などの「年間支出見込算出表」。様式は任意。 (健康保険などによる医療給付又は損害賠償による補填される金額は除く。)
5 主に家計を支えている者が別居している世帯 (父母いずれか1人でも別居した場合は対象。)	別居していることを証明する書類、別居のために特別に支出している住居費等の領収書の写し及び当該費用の令和7年分支出見込。様式は任意。 (別居している家族への扶養送金は除く。)
6 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 (令和3年以降に被害を受け、3年以上にわたり著しく困窮状態におかれる場合に限る。)	市町村発行のり災証明書及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類 (保険・損害賠償などによる補填額は除く。)

※2 母子・父子世帯とは

- ・母又は父と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・母又は父と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得(給与所得控除後の金額、以下同じ)金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・就学などにより経済力のない子だけの世帯
- ・就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯
- ・配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯